

令和6年 第3回臨時会

横瀬町議会会議録

令和6年5月29日

横瀬町議会

令和6年
第3回臨時会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月29日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
・議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町税条例の一部を改正する条例)	
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
・議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例)	
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
・議案第25号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
○閉 会	13

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第42号

令和6年第3回横瀬町議会臨時会を、次の事件につき、令和6年5月29日横瀬町役場に招集する。

令和6年5月22日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

付議事件

- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）
- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 1、専決処分の承認を求めることについて（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）
- 1、令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

令和6年第3回横瀬町議会臨時会 第1日

令和6年5月29日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	山	中	正	広	教育	長
逸	見	和	秀	総務	課長	大	畑	忠	雄	まち	経営
工	藤		学	税務	会計	平	沼	朋	子	福祉	介護
加	藤	美	智	子	福祉					課	長
					担当						

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事務局	長	渡	辺		岬	書	記
---	---	--	---	-----	---	---	---	--	---	---	---

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○新井鼓次郎議長 皆様、おはようございます。

令和6年第3回横瀬町議会臨時会の招集に当たりご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○新井鼓次郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○新井鼓次郎議長 本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

本日は、横瀬町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。とりわけ今回は告知期間も短い中で、こうして全議員さんに出席をいただきましたこと、大変恐縮です。ありがとうございます。

当方ですが、副町長が本日、私の代わりに浦和で開催されています町村長と県幹部の意見交換会というのがありまして、そちらのほうに出席をさせていただいている関係で、本日は欠席をさせていただいております。ご了解いただければというふうに思います。

近況報告につきましては、恒例に倣いまして6月定例会のときにまとめて報告をさせていただきたいと思いますが、1点だけ、国際協力機構(JICA)の研修生の受入れが今進んでおりますので、これだけご報告をさせていただきたいと思います。国際協力機構(JICA)が海外に派遣している海外協力隊、その海外協力隊の海外赴任前の実習生を横瀬町で受入れ開始をしました。その研修は、グローバルプログラム、グローバルとローカルを掛け合わせた言葉のグローバルですね、グローバルプログラムと呼ばれていて、具体的に地域に入って地域と関わり、地域課題や地方創生に取り組むことが研修内容となっております。

横瀬町では、5月6日から7月19日までの2か月余りの間、第1弾として、株式会社ENg aWAにて、20代の若い3人の研修生の受入れを開始しています。3人ご紹介しますと、青少年活動の分野で南米のペルーに赴任する予定の高橋拓己さん、それからPCインストラクターとして、南太平洋の島国キリバスに赴任する予定の高原真佑さん、そして料理指導分野でアフリカのウガンダに赴任する予定の中村由香さん

の3人です。3人は、横瀬町での研修の後、語学研修を中心にした派遣前研修を経て、2年間、海外協力活動に従事しますが、その後も当町との縁が続くことが期待されます。どうぞ皆さん、幾つかある研修候補地の中から横瀬町を選んで飛び込んできてくれた3人の研修生をどうぞよろしくお願いたします。今後も国際協力機構（JICA）と連携して、このグローバルプログラム研修生の受入れは積極的に継続実施していきたいと考えています。

さて、本臨時会にご提案申しあげました議案であります。専決処分の承認を求めることについて3件、令和6年度介護保険特別会計補正予算1件であります。ご審議を賜りまして、ご議決いただきますようお願い申しあげまして、あいさつとさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 町長の発言を終わります。

◇

◎議事日程の報告

○新井鼓次郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○新井鼓次郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

10番 関根修 議員

11番 小泉初男 議員

12番 若林清平 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○新井鼓次郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここでお諮りいたします。本臨時会の会期は、提出された議案等を勘案いたしまして、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第3、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第22号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例を改正する必要が生じ、令和6年3月31日、横瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

税務会計課長。

〔工藤 学税務会計課長登壇〕

○工藤 学税務会計課長 それでは、議案第22号 横瀬町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国会におきまして、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、町の税条例をこれに合わせて速やかに改正し、令和6年4月1日から施行する必要が生じたことによるものでございます。

説明の資料といたしまして、お手元にお配りしております議案第22号資料1、新旧対照表、そして議案第22号資料2、改正概要も併せてご確認をお願いいたします。

今回の改正の主な内容でございますが、3点ございます。1つ目としまして、個人の町民税及び固定資産税の減免についてでございます。税につきましては、減免が受けられる制度がございますが、減免する事由に該当することが明らかで、かつ減免する必要があると認められるときは、申請等がない場合でも職権により減免をすることができる規定を新しく追加するものでございます。

2つ目としまして、個人の町民税でございますが、国における定額減税の実施に伴い、納税者及び配偶者、扶養親族1名につき、所得割の額から1万円を控除する規定の整備を行うものでございます。

3つ目としまして、固定資産税についてでございますが、土地の軽減に関する特例措置の適用期間を、現行の適用期間で令和5年度までとなっているものを令和8年度まで3年間延長するものでございます。

続きまして、改正する条文の個々の変更内容でございます。お手元の議案第22号資料2、改正概要を基に説明をさせていただきます。まず、第51条の改正でございますが、個人の町民税の減免について必要があると認める場合は、職権において減免を可能とする規定の追加等でございます。

次に、第56条の改正ですが、地方税法の改正に合わせて、該当する町の条文を合わせるものでございます。

次に、第71条とその次の第139条の3については、固定資産税の減免について必要があると認める場合

は、職権において減免を可能とする規定の追加でございます。

次に、附則の第7条の5から附則第7条の8までになりますが、個人の町民税において、定額減税の実施に伴い、令和6年度及び7年度で行う減税及び納税の方法について、新しく規定を追加するものでございます。

次に、附則第8条につきましては、事業所得等に関して、定額減税の対象となる個人の町民税の所得割の額に関しては、減税適用後の算出した額とする規定を追加するものでございます。

次に、附則第11条から附則第15条まででございます。固定資産税に関する条文になりますが、土地に関する軽減の特例措置の適用期間を令和8年度までとして3年間延長して、軽減の適用を継続するものでございます。

次に、附則第16条の3から最後の附則第20条の3までになりますが、定額減税の対象となる個人の町民税の所得割の額に関して規定の追加を行うものでございます。

施行日につきましては、第56条の改正が令和7年1月1日から、そのほかにつきましては令和6年4月1日からの施行となります。

以上で議案第22号の説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第22号は原案のとおり承認されました。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第4、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第23号 専決処分の承認を求めることについてであります
が、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町国民健康
保険税条例を改正する必要が生じ、令和6年3月31日、横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

税務会計課長。

〔工藤 学税務会計課長登壇〕

○工藤 学税務会計課長 それでは、議案第23号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい
てご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国会におきまして、地方税法等の一部を改正する条例が令和6年4月1日
に施行されたことに伴い、町の国民健康保険税条例をこれに合わせて改正し、令和6年4月1日から施行
する必要が生じたことによるものでございます。

説明の資料といたしまして、お手元にお配りをしております議案第23号資料1、新旧対照表、そして議
案第23号資料2、改正概要、こちらも併せてご確認をお願いいたします。

今回の改正の主な内容でございますが、2点でございます。1つ目が後期高齢者支援金等課税額に関わる
賦課限度額の改正、2つ目が軽減判定基準の改正の2点でございます。

続きまして、個々の条文の改正をご説明申し上げます。お手元の議案第23号資料2、改正概要を基にご
説明申し上げます。まず、第2条第3項の改正でございますが、国民健康保険税の後期高齢者支援金等の
課税額に関わる課税限度額を現行の「22万円」から「24万円」に改めるものでございます。

続いて、第21条第1項の改正でございますが、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について
見直しを行うものでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日からの施行となります。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改
正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第23号は原案のとおり承認されました。



◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第5、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第24号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、引用している関係条例に条ずれが生じることから、緊急に関係条例を改正する必要が生じ、令和6年4月1日、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第24号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、引用している関係条例の条ずれが生じたため、それを整理するものです。事前にお配りしました資料、新旧対照表を議案と併せて御覧ください。

今回の条例は、条ずれが生じた3つの条例の一部改正を1つの条例で行うもので、第1条では、横瀬町監査委員に関する条例の一部改正を、第2条では、横瀬町浄化槽設置管理事業条例の一部改正を、第3条では、横瀬町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正をするものです。

改正の内容ですが、第1条、横瀬町監査委員に関する条例では、第5条中の「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改め、第2条、横瀬町浄化槽設置管理事業条例では、第9条第2項中の「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改め、第3条、横瀬町下水道事業の設置等に関する条例では、第6条中の「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものです。

以上が条例の内容になります。なお、各条例の内容については、変更はありません。

この条例は、令和6年4月1日の施行となります。

以上で議案第24号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第24号は原案のとおり承認されました。



◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第6、議案第25号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第25号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,436万6,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,642万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時26分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般にわたり行います。質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 それでは、繰上充用金ということで、5%の見積りが3.4%になったということで

すが、なぜこの出納閉鎖2日前に臨時会でこれを決めるのか。専決処分してスムーズな事務手続を行うべきではないかと思いますが、町長、そのところをどう考えているかお聞きします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、答弁をさせていただきます。

今回の件は、このやり方しか恐らくないということで、このやり方をやっていくということなのですが、それに関して議員の皆さんのご同意をどういう形でいただくかというのは検討させていただきました。議長にもご相談させていただき、私としては予算に関わる場所ですので、より丁寧に臨時会という形がふさわしいだろうということで、専決も考えたのですが、結論としては臨時会をお世話になるということで結論づけました。ご了解いただければというふうに思います。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 出納閉鎖が迫っている中でもう準備はしてあると思うのですがけれども、その準備期間でもう終わっているのですよね、その準備するときには。専決でやっていけば。ぜひとも町長には、ちょっと先頭に立っていただく意味でも、こういうことはどんどん進めていただいて、国からのお達しで5%が3.4になってしまうという、もう課長でも町長でもどうしようもないことなので、ぜひともこれは専決でスムーズな事務手続をお願いしたいと思いますけれども、よろしく願います。今後もしこういうことがありましたら、どんどんそれは進めていただきたいと思うのですが、どうですか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 今の貴重なご意見はしっかり受け止めさせていただき、ケース・バイ・ケースで、その時々で最適な方法でやっていきたいというふうに思います。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 国の査定が5%から3.4になったということなのですがけれども、これ国がやることだから言いなりになるわけですがけれども、これの理由、要因はどういう説明があったのでしょうか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○平沼朋子福祉介護課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

普通調整交付金は、第1号被保険者のうち75歳以上である者の割合、後期高齢者加入割合及び所得段階別被保険者割合の全国平均と、格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付されるものとなります。後期高齢者比率、所得水準が全国平均である市町村の5%に対し、後期高齢者比率が低く、所得水準が高い市町村は交付率が低く設定をされています。秩父地域の4町と比べてみますと、横瀬町は比較的1号被保険者に占める後期高齢者の割合が低く、所得水準が高い方が多いように思われます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 先ほどの内藤議員の専決かどうかというのは別ですけども、こういう今の答弁みたいな内容の説明がないと、これが適正なのかどうか分からないですよ。だから、次回からは、今の発言を説明の中に入れていただけたらと思います。他市町村と比べて比較的高齢者の割合が少ないとか所得層が高いということなので納得はしましたけれども、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第25号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○新井鼓次郎議長 ここで字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。

◇

◎閉会の宣告

○新井鼓次郎議長 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和6年第3回横瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 新 井 鼓 次 郎

署 名 議 員 関 根 修

署 名 議 員 小 泉 初 男

署 名 議 員 若 林 清 平